

九頭井太夫家文書「万代家職覚帳」(下)

八ヶ岳総合博物館 古文書研究会

(72頁)

一、弘化三<sup>丙</sup>年五月

於前宮三七之内

祈年祭祈禱有之、

大祝<sup>ヲ</sup>初、社中不残

日勤也、神樂座<sup>ニ</sup>而は、

高神子屋<sup>ニ</sup>而、御湯

神樂執行初日<sup>ニ</sup>は

御造菜<sup>ヲ</sup>御初尾百足

頂戴致、出人之割

人之檀中<sup>ヲ</sup>頼候、御初

立執行致者也、御初

尾<sup>ヲ</sup>貫式<sup>ニ</sup>百文<sup>ヲ</sup>出

人割<sup>ニ</sup>致、四百余<sup>ヲ</sup>檀

師<sup>江</sup>申受、日々相勤、

前宮原中大<sup>ク</sup>んじゆ、

再

江戸相角力、亦は、からくり

見世物等有之、大祭礼

参詣之者<sup>ニ</sup>三十三文、

(73頁)

冥賀<sup>ト</sup>而申受、御宝

蔵人之御宝物、又ハ諸

家之古書等拾問<sup>ラウ</sup>

ニかざり置拜見致さ

す者也、

弘

一、弘化四<sup>丁</sup>年、埴原田村

御頭<sup>ニ</sup>當り、正月五日<sup>ニ</sup>

本

(五十三)

申込有之、鯖式人役

人持参、同十二日、境七五

三、外、北大塩境、矢ヶ崎境

右式ヶ所、壹ヶ所<sup>ニ</sup>付献物

神酒五盃樽<sup>ヲ</sup>、三舛

三合、塵、むしろ、鯖式本

右之通<sup>リ</sup>式ヶ所分有之、

同日御社宮司様へ祝詞

有之、三舛三合、酒五盃

鯖式本、献物右之通<sup>リ</sup>

(74頁)

右之三ヶ所<sup>江</sup>中折<sup>テ</sup>壹丈

武紙壹抱、是以ぬさの

用意致者也、

同廿八日、御祭礼精進

御祓<sup>ニ</sup>廿五日<sup>ニ</sup>四人参<sup>リ</sup>、

村方清浄<sup>シ</sup>御祓相勤、

御初尾<sup>ニ</sup>軒<sup>ニ</sup>三合<sup>ツ</sup>、

猶又三月酉祭前

壹度七月朔日御祭

礼前<sup>ニ</sup>壹度相勤候也、

酉祭前<sup>ニ</sup>之御祓<sup>ニ</sup>

儀ハ、先村<sup>江</sup>不参<sup>内</sup>

勤送<sup>リ</sup>、弁當料

六百文、武紙式<sup>ワ</sup>

御初尾金百足定<sup>メ</sup>

勤送<sup>リ</sup>申候、

(75頁)

一、七月朔日、御作田祭

勤送<sup>リ</sup>、是ハ武紙<sup>ニ</sup>二<sup>ワ</sup>

御初尾百足也、

名主

新兵衛

年寄

亥兵衛

同断

孫藏

一、同年八月申出<sup>シ</sup>候<sup>申</sup>、

拙者上京仕候義、村方

を始として當役古役<sup>ヲ</sup>

相願上京無<sup>レ</sup>尽と申立、

相ととのへ

一、村内<sup>ニ</sup>而金拾<sup>テ</sup>壹兩<sup>ニ</sup>壹分

半掛之金子也、都合廿

式兩式分無<sup>レ</sup>尽相定<sup>リ</sup>、

一、壹兩之上出来候<sup>申</sup>、是又

(76頁)

外壇中<sup>江</sup>も夫々御無

心申、

一、金壹兩式分 塚原村中

名主

作左衛門殿

世話人

作兵衛殿

吉之丞殿

卯太三衛門

埴原田村中

一、金壹兩

名主

新兵衛殿

世話人

李左衛門殿

与兵衛殿

李三郎殿

右二ヶ村<sup>江</sup>大入、志樽肴

五百文程之品持参、

致<sup>シ</sup>相頼申候、

(五十六)

(77頁)

一、金壹分式朱 田邑氏子

外<sup>ニ</sup>祝殿宮金

一、金壹兩三分式朱請取

内式分上金也、

普門寺村

一、金壹兩 伊藤市五郎殿

桑原村

一、金三分式朱 嶋屋長作殿

右二口

金毘羅山<sup>江</sup>代参金

請取

一、金壹分 坂室新田

一、金式朱卜 今井氏子中

四百文 鑄物師屋新田

一、金壹分卜 土橋氏子中

三百文 笹原新田

一、米式斗壹舛 関氏子中

一、米式斗壹舛 上場沢新田

三百六十六文 今井氏子中

(78頁)

右之通り御世話ニ相成、

戊申三月十五日出生任

金毘羅山迄参詣致

大坂見物致し、其上

京都江罷出、四月

五日ニ帰宅仕候、

一、金拾壹兩壹分、當村中

右ハ上京無尽金

一、金壹兩壹分當村勸化金

奉納村方ハ都合拾貳兩

貳分

一、嘉永四年京都吉田殿

ハ使者参り、宮田渡居

免許被請候様、社中

一統被申候得共、段々

申伝聞候處、太古ハ

何方方も免状請候義

無之居候得共、百年以前

吉田殿之免状請候狀、

世上之通用宜敷と心得、

貳三人も請、其後及

吉田家状請候而ハ、猶

太古なき事致而ハ、猶

御社かく悪仕候事ヲ

思、夫より吉田江一向

不通不相左つ(挨拶)ニ及候故、

吉田ニ而先別事と申

寺社御奉行願出

夫より江戸御奉行所

江召出され、公事ニ相

成、大金ヲ使三ヶ年

かゝり事相すミ、

其節、諷方因幡守様

御惣者役御勤被成候、

(80頁)

思召深く有之、

寺社御奉行所、御惣者

ハ、相互之義、御城等も

出来候、猶御信心深、

被遊候故、吉田家状

不請様被仰付奉存、難有候

嘉永七年二月御請

仕候、万々争無替事之

免出度奉存候、

一、嘉永六年十二月京都ハ勅願御祈禱

被仰付、異国阿め里家

諸大名ハ勿論

参り、日本国大さはぎ

仕候、天子様も天下

泰平ニ無之候、思召厚

有之、社中不残打寄

諏方大明神へ祈鑑(祈願カ)

(81頁)

十二月廿一日、巳刻より

勤初候義も被仰出候、

一七日之間

両社同断夏候、

嘉永七年

夫より又三月廿一日ハ

左之通り勤、初一七日間

御祈禱相終候上、兩度

京都へ御守献上ニ廿八日

出立、是又兩度共々

大祝名代土橋力

社中惣代伊東主膳

右若當一人、

其後又同年五月十一日

ハ是亦勅願御祈禱

(82頁)

被仰付、右之通りニ相勤

申候、天下泰平国土

安全為也、

嘉永八年霜月四日

世上大地震有之、當国

少々之儀候得共、諸国

大地震津浪人多死す、

家多分うしない、世上大サ

ハき也、夫ハ、安政元年ト改、

同二年二月二日ハ又被仰

付有之、地震今以□しづ

むル夏、依之、勅願御祈

禱、二日ハ一七日相勤、其上

御祓献上、此度之儀ハ、

飛服以 献上仕候御夏、

安政二年 御年

一、當村御頭ニ付、申込、

酒壹升、鱒一本

正月十一日、御社宮司、殿入

九頭井之寶殿江御祝

申候、献物神酒壹具、

鱒貳本、三舁三合、真綿

五匁、麻五十目、筵壹枚、

山田ご座壹枚、草履一足、

中折壹丈、手桶壹ツ、ひ尺

壹本、

又拾壹品、是以相勤候、

二月十日

一、御精進入ニ付、大古ハ

本下宿致ニ候、右ニ付

毎日之人足式人□子紙

中折三丈、請取用意、 致候、

(84頁)

一、金貳分 下宿料

精進初、當日筵壹枚

下座敷ニ御頭屋ハ請取、

御頭屋前、七五三之内ニ而

宮田渡様出向御送り

仕候、座順、鹿人、式部、

九頭井太夫、左近太夫ト

順之夏ニ候、右之通り、

請取物無相違請取申候、

(85頁)

名主 音五郎

年寄 三五兵衛

御頭屋牢之番 猪兵衛

湯川村 孫左衛門

一、安政五年

日本國ハ大悪病はやり、

人多分死ス、甲州者、猶

多分死ス、日々はだかニ而

のぼり立、屋夜ながれニ

諏方大明神様ニ参詣

致夏、大さわぎ、當郡ハ

小々之儀なれ共、是又

さわぐ事大方ならず、

三日小ろり人名付、

九頭井社ニ而一七日之祈禱

致シ、村中江札ヲ掛、

役場ハ御札として、

金貳兩申請、猶又、

御地之水頂戴致せハ、

病夏無之と言立、村中

病夏無之と言立、村中

病夏無之と言立、村中

病夏無之と言立、村中

病夏無之と言立、村中

病夏無之と言立、村中

病夏無之と言立、村中

病夏無之と言立、村中

(67)

人々、徳利持参致し、  
長糸之ひ尺<sup>ニ</sup>而、  
消息<sup>ヲ</sup>付、くミ渡ス、  
皆十式銅持参致シ、  
都合老メ七百文あり、  
其上、津嶋様江代参ヲ立、  
津嶋祭<sup>ヲ</sup>勤、三舛<sup>ニ</sup>合カ  
出之、猶又、諏方大明神  
様之御ぬさ<sup>ヲ</sup>頂戴  
致之、手前上下<sup>ニ</sup>御向申シ、  
村役人も上下村中  
新井村迄出向、袴羽折  
<sup>ニ</sup>而、九頭井之社<sup>江</sup>も<sup>ニ</sup>而

(86頁)

村中之者<sup>もの</sup>いたゞかせ  
是又十二銅ツ、持参致シ  
八月<sup>ノ</sup>九月末<sup>ニ</sup>而、し  
づまる度也、  
外村壇中<sup>江</sup>も、守<sup>ラ</sup>  
遣ス、夫々之御礼有之、  
一、天保甲午年、日影五ヶ村  
さハぎ有之、其前  
十二、三年も但馬壇中と  
申湯立<sup>ラ</sup>勤居候處  
式部方<sup>ニ</sup>てハ、不参候得  
共、鮎沢村<sup>ノ</sup>式部願<sup>ニ</sup>  
参り、夫<sup>ハ</sup>二三年も  
立候處、式部壇中と  
申立、右之<sup>ニ</sup>申立  
異るん申、宮田渡<sup>江</sup>願  
出、大祝被申候は  
但馬持之、式部持之と

(87頁)

申事相ならず、仲間  
一統持として、湯立<sup>ラ</sup>

勤ル様、被仰付候、仲間持<sup>ニ</sup>而  
午年迄勤居候處  
安政七年未年春、下之<sup>ニ</sup> (安政六年か)  
社家多中と言物<sup>ニ</sup>  
金十二兩之方<sup>ニ</sup>預ケ  
丸耆年下之<sup>ニ</sup>多中<sup>ニ</sup>申者  
勤居候處、庚申年  
春一統、宮田渡<sup>江</sup>様  
願出、差留<sup>ニ</sup>相成候、  
多中、式部<sup>ニ</sup>而、郡奉行  
所<sup>江</sup>願出、我壇中<sup>ヲ</sup>  
賣共、預共、すき  
成共、仲間一統こしよう (故障)  
すると申出、夫<sup>ハ</sup>郡奉行  
所<sup>ノ</sup>、宮田渡<sup>江</sup>申  
出、土橋力殿被参、右  
之一条御咄申上候

(88頁)

得者、多中、式部六人が  
申立、いつハりと被申  
右之通、但馬一統之  
持場と被仰付、此未  
但馬壇中、式部壇中  
之と申立、一切不成  
相と申付有之候、  
右之通り、きび敷  
被仰付候、以上、  
一、元治元年九月  
九頭井寶殿波損 (破損) 有  
之候<sup>ニ</sup>付、上社<sup>ノ</sup>見分<sup>ニ</sup>  
被参候、山口兵衛  
原五左衛門、笠原忠七  
都合三人、村役人、宮  
世話人罷出、拙宅<sup>ニ</sup>而  
酒肴、夜飯迄出し

(六十二)

(89頁)

知致致し候、  
其節宿礼と申  
金式朱請取、夫より  
村中出拂<sup>ニ</sup>而、寶殿  
地ふく耆尺五寸上ケ  
河原<sup>ノ</sup>まなごを  
はこび、社内<sup>江</sup>しき  
其後、殿入祭致し  
米三舛三合、神酒五盃  
莖耆枚足房 (履) 耆足  
大原紙二十枚、村<sup>ノ</sup>  
出し、村中社内<sup>ニ</sup>而  
神酒奢<sup>リ</sup>候事  
又、其後仕上ケ見分<sup>ニ</sup>  
右三人之物 (者) 参り、右之  
かぐら終<sup>ニ</sup>而御礼<sup>ニ</sup>  
宮奉行二軒<sup>江</sup>置  
しらす干耆わつ、  
御礼、右三人江も、右之  
通り、

(85頁)

致シ、村中<sup>江</sup>札<sup>ヲ</sup>掛、  
役場<sup>ノ</sup>御礼として、  
金式兩申請、猶又、  
御池之水頂戴致せハ、  
病変無之と言立、村中  
人々、徳利持参致し、  
長糸之ひ尺<sup>ニ</sup>而、  
消息<sup>ヲ</sup>付、くミ渡ス、  
皆十式銅持参致シ、  
都合老メ七百文あり、  
其上、津嶋様<sup>江</sup>代参<sup>ヲ</sup>立、  
津嶋祭<sup>ヲ</sup>勤、三舛<sup>ニ</sup>合カ  
出之、猶又、諏方大明神

(86頁)

様之御ぬさ<sup>ヲ</sup>頂戴  
致シ、手前上下 (袴) <sup>ニ</sup>御向申シ、  
村役人も上下村中  
新井村迄出向、袴羽折 (羽織)  
<sup>ニ</sup>而、九頭井之社<sup>江</sup>も<sup>ニ</sup>而

(87頁)

村中之者<sup>もの</sup>いたゞかせ  
是又十二銅ツ、持参致シ  
八月<sup>ノ</sup>九月末<sup>ニ</sup>而、し  
づまる度也、  
外村壇中<sup>江</sup>も、守<sup>ラ</sup>  
遣ス、夫々之御礼有之  
一、天保<sup>甲</sup>午年、日影五ヶ村 (六十二)  
さハぎ有之、其前  
十二、三年も但馬壇中と  
申湯立<sup>ラ</sup>勤居候處  
式部方<sup>ニ</sup>てハ、不参候得  
共、鮎沢村<sup>ノ</sup>式部願<sup>ニ</sup>  
参り、夫<sup>ハ</sup>二三年も  
立候處、式部壇中と  
申立、右之<sup>ニ</sup>申立  
異るん申、宮田渡<sup>江</sup>願  
出、大祝被申候は  
但馬持之、式部持之と

(87頁)

申事相ならず、仲間  
一統持として、湯立<sup>ラ</sup>  
勤ル様、被仰付候、仲間持<sup>ニ</sup>而  
午年迄勤居候處  
安政七年未年春、下之<sup>ニ</sup> (安政六年)  
社家多中と言物<sup>ニ</sup>  
金十二兩之方<sup>ニ</sup>預ケ  
丸耆年下之<sup>ニ</sup>多中<sup>ニ</sup>申者  
勤居候處、庚申年  
春一統、宮田渡<sup>江</sup>様

願出、差留<sup>二</sup>相成候、  
多中、式部<sup>三</sup>而、郡奉行  
所江願出、我壇中<sup>ヲ</sup>  
賣共、預共、すき

成共、仲間一統こしよ<sup>ウ</sup> (故障)  
すると申出、夫方郡奉  
行所<sup>ハ</sup>、宮田渡<sup>江</sup>申

出、土橋力殿被參、右  
之一条御咄申上候

(88頁)

得者、多中、式部六人が

申支、いつはり<sup>ト</sup>被申

右之通、但馬一統之

持場と被仰付、此未

但馬檀中、式部檀中

之と申支、一切不成

相と申付有之候、

右之通<sup>リ</sup>、きび敷 (厳しく)

被仰付候、以上、

一、元治元年九月

(六十二)

九頭井寶殿波損 (破損) 有

之候<sup>ニ</sup>付、上社<sup>ハ</sup>見分<sup>ニ</sup>

被參候、山口兵衛

原五左衛門、笠原忠七

都合三人、村役人、宮

世話人罷出、拙宅<sup>ニ</sup>而

酒肴、夜飯迄出し

知走致し候、

(89頁)

其節宿礼と申

金式朱請取、夫より

村中出拂<sup>ニ</sup>而、寶殿

地ふく壱尺五寸上ケ

河原<sup>ハ</sup>まなごを

はこび、社内<sup>江</sup>しき

其後、殿入祭致し

米三舁三合、神酒五盃

菟菖枚足房 (履) 菟足

大原紙二十枚、村<sup>ハ</sup>

出し、村中社内<sup>ニ</sup>而

神酒肴<sup>コ</sup>り候事

又、其後仕上ケ見分<sup>ニ</sup>

右三人之物参り、右之

かぐら (神樂) 終而御礼<sup>ニ</sup>

宮奉行二軒<sup>江</sup>豊

しらす干壱わツ、

御礼、右三人<sup>江</sup>も、右之<sup>通</sup>、

(90頁)

右之品、宮世話人<sup>ハ</sup>

請取参り候、

一、慶応二丙寅年

御柱<sup>并</sup>殿入、供物覺

九頭井社<sup>江</sup> 献物

左之通<sup>リ</sup>

米三舁三合、菟菖枚

神酒五盃樽壱ツ

草房 (履) 菟足、懸肴

麻芋廿五匁

×六品

千鹿頭宮<sup>江</sup> 同断

八幡社<sup>江</sup> 右同断

右三社<sup>江</sup> 中折二帖

秋葉社<sup>江</sup> 右之通<sup>リ</sup>

一備

藤塚社<sup>江</sup> 右一備

津嶋社 豊川社

御桑社 雷神社

(91頁)

右四社<sup>江</sup> 紙四折

献物一備 壱

丙寅年不作<sup>ニ</sup>付

右之献物代料<sup>ニ</sup>而請取

為金壱兩壱分壱朱ト

式百七十六文

右之通<sup>リ</sup>宮方世話人<sup>ハ</sup>

世話人

長右衛門殿

孫兵衛殿

伴藏殿

右之代料一備分式朱

認二人代 壱分定メ

(92頁)

慶応二丙寅年十一月十二日湯立 (六十四)

勸請 芹ヶ澤村

一、桜大明神 伴右衛門

右は、心願<sup>ニ</sup>よつて、村方公事

出来<sup>ニ</sup>付、二人<sup>ニ</sup>而、隣人壱人手前<sup>ト</sup>

二人之勸請<sup>ニ</sup>候、大川端崩上<sup>ニ</sup>社有

勸請 普門寺村三人組

一、津嶋牛頭天王 治右衛門

石尊神社

右者、山<sup>ハ</sup>屋敷北の角引

殿入ハ、卯正月十一日仕候、

天和二八月日 塚原村

一、稻荷大明神 杵右衛門

云源蔵下

右之処、慶應三五月廿八日<sup>ニ</sup> 改メ

勤日、正月、二月初午、二百十日

一、明治二巳年二月天廷よ里、諸 (六十五)

国 御觸廻<sup>リ</sup>、諸社御改<sup>ニ</sup>相成候<sup>ニ</sup>付

社号或ハ、神号御尋<sup>ニ</sup>御座候、其節

植原田村産土宮、千鹿頭神社

尊号不知、役人尋<sup>ニ</sup>参り候<sup>ニ</sup>付、改メ

一、宇田津神御子

思イ兼命

千鹿頭神<sup>ニ</sup>尊<sup>共</sup>云

右、宇田津<sup>ニ</sup>御神ハ健御名方尊

(93頁)

様と當國<sup>ニ</sup>於、御狩ヲ被遊、千鹿

ヲ打取、頭<sup>ヲ</sup>並逼て、御祝ひ御子<sup>之</sup>

名<sup>ヲ</sup>千鹿頭之神与御名付有之

よし

洩矢大神 橋原村ノ産土宮

御子

宇田津神

御子

千鹿頭神<sup>又ハ</sup>大物兼尊<sup>共</sup>云

右、千鹿頭神社之神号<sup>ニ</sup>御座候、

御社宮子大神

是ハ、則健御名方ノ尊之御子<sup>ニ</sup>ましく

て、信濃國<sup>ニ</sup>八ッ縣与申よし、是<sup>ニ</sup>御

鎮座有之、右之八ッ阿が多ヲスワヘ

引、十六頭之祭神<sup>ニ</sup>祭ル、十二神<sup>ヲ</sup>

祭り、上下之御社宮子是也、

伊豆早雄尊様<sup>サソ</sup> 是御社

宮子之第一<sup>ニ</sup>之御神也よし、

是モ植原田村、御社宮子様<sup>ニ</sup>書上<sup>ニ</sup>成、

(94頁)

一、今般御改政被為有候<sup>ニ</sup>付、(六十六)

此度社人之儀、神祇宮

江<sup>ニ</sup> 巳年従、差出居候<sup>処</sup>、

當未之年至<sup>リ</sup>、御告布 (布告) 有

之高島藩<sup>リ</sup>戸帳 (戸長) と

申役人、五ヶ村、十ヶ村<sup>ニ</sup>壱人

ツ、出来<sup>口</sup>ニ而、諸人別改

候事<sup>ニ</sup>相定<sup>リ</sup>、右之役人

江<sup>ニ</sup> 従是差出申候、

未八月掛而

又諸國、村々番号と申

事、出来軒別相掛の申候、人別雛形

信濃國諏訪郡上原村

第五區

三十六番屋敷居住

諏方上社々人

矢島主水

辛未六十三才

同郡同社々人 増沢數馬 妻 たせ

一女 何才

矢嶋 庫

妻 ぬい

同國伊奈郡八彦社之金沢右近四女

長男

矢島茂登

座宮御井神

神葬祭

(95頁)

一、今般御一新御改正二付 (六十七)

國中一統被仰出候控

一、日本中、是迄大名と唱へ居候

分、不残大藩、中藩、小藩と相

成、右之高<sup>ニ</sup>應し、十分一之知

行と相成、國々万石<sup>ヲ</sup>千石と

定り、高島<sup>ニ</sup>於<sup>リ</sup>而も、三万石之

元高故、三千石天庭<sup>与</sup>里下

し給る、右之知行<sup>ニ</sup>而、出入<sup>三</sup>ヶ

年程、知事職と相成、元

領知支配致居る處、當

辛未七月十日<sup>ニ</sup>東京<sup>与</sup>里

御状至來、右之知事職

御免、三千石御引上、東京

詰、本官勤<sup>メ</sup>与相成、知行

御蔵米、三百石下し給るよし

大中小共<sup>ニ</sup>、諸国右之通<sup>リ</sup>

被仰出有之候、

一、七月廿一日家中是迄長々

君臣之約<sup>ヲ</sup>除<sup>キ</sup>御暇申

上<sup>リ</sup>、西御殿拂物廿五六日<sup>ニ</sup>致<sup>ス</sup>、

一、東御殿同様<sup>ニ</sup>致<sup>ス</sup>よし、

(96頁)

一、兩社、被仰出書之面向

一、明治四<sup>辛</sup>未六月、高島藩役

所<sup>ル</sup>、申渡大政官神祇官

御觸書 諏訪社之儀は

國幣中社と御定<sup>ニ</sup>相成候、

御一新<sup>ニ</sup>付、右<sup>ノ</sup>社人不残御はいし

ニ相成、士卒濃<sup>ニ</sup>三色<sup>ニ</sup>返

籍致遍く様、被仰出候、

宮司 大三 司、由

權宮司 人撰

長官 人撰

祢宜 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

同 同

五位与相成、諏訪郡知事与相

成居候處、國中一般知事

職御廢止<sup>ニ</sup>相成、從五位殿

高島城、御引上<sup>ニ</sup>成、城中

雜物売拂、辛未九月十三日

出立<sup>ニ</sup>而、東京<sup>江</sup>發足<sup>ニ</sup>相成

右<sup>ニ</sup>付、御城湯立等、被為止

乍去、當今九月分ハ、從

前之通<sup>リ</sup>、相勤られ候様

申渡有之候、來霜月

方は、大宮<sup>ニ</sup>而初穗式百足

勤候事<sup>ニ</sup>申渡候、

一、米式儀 一渡分

年<sup>ニ</sup>八俵ツ、<sup>ニ</sup>候處、壹度分

金式兩式分ツ、と相成、壹年

半斗、右<sup>ニ</sup>而相勤候、又此

後、大宮<sup>ニ</sup>而

明治二<sup>辛</sup>未年九月十七日<sup>ノ</sup>

一、式百足ツ、<sup>ニ</sup>而、從是勤候

(98頁)

一、今般御改政<sup>ニ</sup>付、社地坪

數改<sup>并</sup>、社木數、又社木代金

積<sup>リ</sup>致し、書上致様被仰出

有之、未十月郡中村々改<sup>メ</sup>ニ

廻<sup>リ</sup>、奉行

郡司方

三輪五郎右衛門殿

徒目付 壹人

足輕 貳人

右之人数<sup>ニ</sup>而被參、九頭井之社

當村役人拙者共<sup>ニ</sup>、立合社

一、今般御改政<sup>ニ</sup>付、社地坪

數改<sup>并</sup>、社木數、又社木代金

積<sup>リ</sup>致し、書上致様被仰出

有之、未十月郡中村々改<sup>メ</sup>ニ

廻<sup>リ</sup>、奉行

郡司方

三輪五郎右衛門殿

内改メル、

一 木數

一 同断代金積

尚村役人<sup>ニ</sup>而致、差出候、

十月十九日

一、今般高嶋縣<sup>ノ</sup>、申渡し

有之、兩社共<sup>ニ</sup>キソク定られ

候迄、從前之知行半わり

(99頁)

月々被下訳、被仰渡候

ハ

尤大祝様、百四十俵

被下、長官八式十式俵

其外五官、兩奉還俗衆

迄、十俵、又十式俵位<sup>ニ</sup>わり

土橋傳吾<sup>ニ</sup>月わり、其

外小社人分ハ、來申<sup>ノ</sup>三

月一渡<sup>ニ</sup>被下事<sup>ニ</sup>被申渡候、

兩社共<sup>ニ</sup>

一、今般東京神祇官<sup>ノ</sup>

高嶋縣<sup>江</sup>、御渡<sup>ニ</sup>成次第

官幣社、國幣社<sup>江</sup>

御幣物御送<sup>リ</sup>成、奉幣致

東京<sup>ノ</sup>、當地方官々属

濱順左衛門、御預<sup>リ</sup>而、當十

月廿二日着<sup>ニ</sup>成、

十月廿九日出立

一、先前、被仰出之通<sup>リ</sup>之訳<sup>ニ</sup>

付、今般高嶋小三事 (小參事)

千野十郎兵衛殿、東京<sup>江</sup>出立

訳は、被仰出之通<sup>リ</sup>、大宮司

役人官<sup>并</sup>、諸事御定之

被仰付罷出候よし、

(100頁)

從是、追々規則相立



面向<sup>ニ</sup>御座候、(おもてむき)

一、来<sup>ル</sup>申年之、御寶威健(建) (六十八)

替<sup>ニ</sup>付、今度<sup>ノ</sup>地方官

而、造<sup>ル</sup>成<sup>ル</sup>、地方官<sup>ニ</sup>而

當人足<sup>ニ</sup>而、寶藏材木金

澤山御林<sup>ノ</sup>出<sup>ル</sup>、十一月<sup>ノ</sup>始<sup>ル</sup>、

一、十一月十七日前々申通、天庭(六十九)

而、御幣御奉納有<sup>之</sup>三付

當日勤方被仰出候、御起意(趣意)

書寫<sup>ス</sup>、

一官幣、国幣社、奉幣社頭之儀

早旦神殿装束<sup>ヲ</sup>奉仕<sup>ス</sup>

第八字地方官及、神官等座<sup>ニ</sup>著<sup>ク</sup>

先、閉扉<sup>ニ</sup>宮司<sup>ノ</sup>奉仕<sup>ス</sup>

奏樂<sup>ニ</sup>相傳<sup>ル</sup>樂部<sup>ハ</sup>社頭<sup>ニ</sup>

次、神饌<sup>ヲ</sup>供<sup>ス</sup>、<sup>宮司以下神官</sup>

奏樂<sup>ニ</sup>上<sup>リ</sup>

次、神宮一同列座<sup>ニ</sup>再拜<sup>ス</sup>

次、知事<sup>參事</sup>、御幣物<sup>ヲ</sup>捧<sup>ク</sup>再拜<sup>ス</sup>

次、祝詞<sup>知事或ハ大參事<sup>ノ</sup>奏文或ハ大參事<sup>ノ</sup>手抄</sup>

(101頁)

二次、宮司以下拜禮<sup>後見ルヘシ、  
奉仕以上玉串<sup>ヲ</sup>捧ク前見ル</sup>

一次、知事以下地方官拜礼<sup>奉仕以上玉串<sup>ヲ</sup>捧ク前見ル</sup>

次、御幣物及、神饌<sup>ヲ</sup>徹<sup>ス</sup><sup>御幣物ハ後<sup>ニ</sup>神座<sup>ニ</sup>納ム</sup>

奏樂<sup>上<sup>リ</sup></sup>

次、閉扉<sup>宮司<sup>ノ</sup>奉仕<sup>ス</sup></sup>

次、奏樂<sup>上<sup>リ</sup></sup>

次、各退出<sup>畢</sup>

祝詞案

掛卷<sup>母<sup>ノ</sup>恐<sup>レ</sup>後</sup>

其<sup>乃</sup>社<sup>乃</sup>大<sup>前</sup>知事官位姓名

或<sup>ハ</sup>大<sup>小</sup>參、恐<sup>美</sup>恐<sup>美</sup>母<sup>白</sup>新代<sup>アヲタケヨ</sup>

始<sup>ハ</sup>大<sup>御</sup>典<sup>止</sup>今<sup>年</sup>十一<sup>月</sup>中<sup>卯</sup>日<sup>尔</sup>

天都御食<sup>乃</sup>遠御食<sup>止</sup>

天皇<sup>乃</sup>大嘗<sup>聞</sup>食<sup>須</sup>故<sup>尔</sup>宇豆<sup>ニ</sup>

幣<sup>帛</sup>手<sup>和</sup>妙<sup>荒</sup>妙<sup>尔</sup>御饌<sup>ニ</sup>

津物<sup>備</sup>奉<sup>出</sup>給<sup>故</sup>今日<sup>乃</sup>生<sup>ル</sup>

日<sup>尔</sup>是<sup>乃</sup>

大<sup>乃</sup>捧<sup>奉</sup>良<sup>久</sup>美<sup>爾</sup>聞<sup>食</sup>止<sup>ニ</sup>

天皇<sup>乃</sup>大<sup>御</sup>代<sup>千</sup>秋<sup>乃</sup>五<sup>百</sup>秋<sup>尔</sup>

弥<sup>遠</sup>長<sup>久</sup>堅<sup>磐</sup>常<sup>磐</sup>守<sup>利</sup>

幸<sup>開</sup>給<sup>聞</sup>恐<sup>美</sup>母<sup>白</sup>須<sup>ニ</sup>

明治四年十一月十七日

(102頁)

(ここから、後ろの頁から、上下逆に書か

れている)

一、大嘗會<sup>ニ</sup>先般大政官御布告有(七十)

候處、左之通重<sup>キ</sup>御趣意<sup>ニ</sup>付、此旨地

方未<sup>々</sup>至<sup>迄</sup>、無<sup>洩</sup>深<sup>切</sup>可<sup>申</sup>論<sup>候</sup>事<sup>、</sup>

辛<sup>未</sup>十一月 神祇省

告諭

大嘗會<sup>ノ</sup>儀<sup>ハ</sup>

天孫瓊<sup>々</sup>杵<sup>命</sup>降<sup>臨</sup>時<sup>、</sup>

天祖天照大御神詔<sup>シテ</sup>豊葦原

瑞穂国<sup>ハ</sup>吾<sup>御</sup>子<sup>ノ</sup>所<sup>、</sup>知<sup>国</sup>封<sup>シ</sup>

玉<sup>ヒ</sup>乃<sup>齋</sup>庭<sup>ノ</sup>穂<sup>ヲ</sup>授<sup>ケ</sup>玉<sup>ヒ</sup>シ<sup>ヨリ</sup>

天孫日向高千穂<sup>ノ</sup>宮<sup>ニ</sup>天降<sup>マシ</sup>ク

始<sup>テ</sup>其<sup>稻</sup>種<sup>播</sup>新<sup>穀</sup>聞<sup>食</sup>

是<sup>大</sup>嘗<sup>、</sup>新<sup>嘗</sup>起<sup>原</sup>也<sup>、</sup>是<sup>ヨリ</sup>

御<sup>歷</sup>代<sup>年</sup>々<sup>ノ</sup>新<sup>嘗</sup>祭<sup>アリ</sup>、殊<sup>ニ</sup>

御<sup>即</sup>位<sup>繼</sup>体<sup>ノ</sup>初<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>大<sup>嘗</sup>ノ<sup>大</sup>

義<sup>ヲ</sup>行<sup>ヒ</sup>玉<sup>ヲ</sup>更<sup>ハ</sup>

天<sup>初</sup>封<sup>ヲ</sup>受<sup>玉</sup>所<sup>、</sup>以<sup>テ</sup>御<sup>大</sup>禮<sup>ニ</sup>シ<sup>テ</sup>

国家第一<sup>ノ</sup>重<sup>事</sup>タリ、其<sup>儀</sup>本<sup>月</sup>卯<sup>日</sup>

宸<sup>義</sup>泰<sup>ク</sup>

天<sup>祖</sup>天<sup>神</sup>地<sup>祇</sup>饗<sup>祀</sup>辰<sup>日</sup>

高<sup>御</sup>座<sup>ニ</sup>御<sup>新</sup>穀<sup>ヲ</sup>饗<sup>饌</sup>

聞<sup>食</sup>即<sup>酒</sup>饌<sup>ヲ</sup>百<sup>官</sup>群<sup>臣</sup>賜<sup>フ</sup>

是<sup>豊</sup>明<sup>節</sup>會<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>夫<sup>穀</sup>ハ

天祖<sup>ノ</sup>授<sup>與</sup>シ玉<sup>ヲ</sup>所<sup>、</sup>生<sup>靈</sup>億<sup>兆</sup>命<sup>ヲ</sup>

(103頁)

保<sup>ツ</sup>所<sup>ノ</sup>モ<sup>ノ</sup>ニ<sup>シ</sup>テ

天皇<sup>斯</sup>生<sup>民</sup>ヲ<sup>鞠</sup>育<sup>シ</sup>以<sup>テ</sup>其<sup>恩</sup>頼<sup>ヲ</sup>

報<sup>シ</sup>天<sup>職</sup>ヲ<sup>奉</sup>玉<sup>ヲ</sup>・斯<sup>如</sup>

シ、然<sup>則</sup>此<sup>代</sup>嘗<sup>會</sup>ニ<sup>於</sup>ケルヤ<sup>天</sup>下

萬<sup>民</sup>謹<sup>テ</sup>御<sup>起</sup>旨<sup>ヲ</sup>奉<sup>戴</sup>嘗<sup>日</sup>

人<sup>民</sup>休<sup>業</sup>各<sup>其</sup>地<sup>方</sup>産<sup>土</sup>神<sup>ヲ</sup>參<sup>拜</sup>

天<sup>祖</sup>德<sup>澤</sup>ヲ<sup>仰</sup>盛<sup>ク</sup>

洪<sup>副</sup>ヲ<sup>祝</sup>セ<sup>ス</sup>ハ有<sup>ヘ</sup>カ<sup>ラ</sup>サル也<sup>、</sup>

日本<sup>国</sup>中<sup>一</sup>般<sup>ニ</sup>被<sup>仰</sup>候<sup>、</sup>右<sup>之</sup>通<sup>リ</sup>

十八<sup>日</sup>豊<sup>明</sup>ノ<sup>神</sup>事<sup>相</sup>濟<sup>酒</sup>魚<sup>ニ</sup>而

社<sup>人</sup>一<sup>統</sup>政<sup>聞</sup>處<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>沢<sup>山</sup>ニ<sup>被</sup>下<sup>候</sup>

〇一、十七<sup>日</sup>從<sup>テ</sup>天<sup>皇</sup>御<sup>幣</sup>物<sup>(七十二)</sup>

御<sup>奉</sup>納<sup>ニ</sup>付<sup>、</sup>大<sup>宮</sup>番<sup>始</sup>、地<sup>方</sup>

宮<sup>乃</sup>茂<sup>、</sup>罷<sup>出</sup>候<sup>由</sup>も御<sup>座</sup>候<sup>、</sup>先

社<sup>頭</sup>ハ<sup>社</sup>人<sup>ニ</sup>而<sup>、</sup>十七<sup>日</sup>夜<sup>乃</sup>番<sup>始</sup>

大<sup>祝</sup>ニ<sup>而</sup>は、小<sup>人</sup>故<sup>、</sup>當<sup>分</sup>之<sup>内</sup>番

無<sup>、</sup>五<sup>官</sup>、新<sup>社</sup>人<sup>外</sup>表<sup>統</sup>一<sup>日</sup>一<sup>夜</sup>ツ、

御<sup>番</sup>相<sup>對</sup>候<sup>は</sup>つ<sup>事</sup>、

前後<sup>書</sup>扶<sup>有</sup>之<sup>候</sup>間

(104頁)

よくよく見<sup>合</sup>見<sup>ル</sup>へ<sup>し</sup>、

二<sup>両</sup>二<sup>步</sup>壹<sup>朱</sup>

八<sup>咫</sup>二<sup>百</sup>五<sup>十</sup>

七<sup>咫</sup>百<sup>五</sup>十

(105頁)

(裏表紙)

上<sup>原</sup>郷<sup>持</sup>主

矢<sup>嶋</sup>甲<sup>斐</sup>正<sup>藤</sup>原<sup>信</sup>正<sup>(花</sup>押<sup>)</sup>

(106頁1)

終<sup>而</sup>大<sup>宮</sup>江<sup>御</sup>出<sup>御</sup>宝<sup>殿</sup> (七十二)

勤<sup>有</sup>、終<sup>而</sup>ち<sup>よ</sup>く<sup>し</sup>殿<sup>江</sup>

御<sup>上</sup>り、御<sup>造</sup>采<sup>仕</sup>飛<sup>ニ</sup>而

神<sup>吏</sup>有<sup>之</sup>、其<sup>神</sup>吏

茶<sup>膳</sup>神<sup>酒</sup>以<sup>前</sup>之<sup>通</sup>リ

本<sup>社</sup>之<sup>者</sup>□<sup>カ</sup>り<sup>神</sup>吏

終<sup>而</sup>、一<sup>社</sup>中<sup>御</sup>流<sup>有</sup>之

本<sup>社</sup>末<sup>社</sup>太<sup>夫</sup>、八<sup>乙</sup>女<sup>迄</sup>

終<sup>而</sup>、御<sup>神</sup>前<sup>御</sup>勤<sup>有</sup>

其<sup>節</sup>、高<sup>神</sup>子<sup>屋</sup>ニ<sup>而</sup>打

は<sup>や</sup>し<sup>有</sup>、夫<sup>乃</sup>り<sup>前</sup>宮

江<sup>、</sup>御<sup>越</sup>し<sup>弁</sup>當<sup>也</sup>、割<sup>子</sup>

ニ<sup>而</sup>、太<sup>夫</sup>、神<sup>子</sup>、八<sup>乙</sup>女<sup>迄</sup>頂<sup>戴</sup>

弁<sup>當</sup>終<sup>而</sup>、前<sup>宮</sup>へ<sup>御</sup>上<sup>リ</sup>

御<sup>勤</sup>有<sup>之</sup>、終<sup>而</sup>、三<sup>月</sup>祭

之<sup>通</sup>リ、原<sup>之</sup>外<sup>二</sup>度<sup>廻</sup>リ

終<sup>而</sup>、龜<sup>石</sup>明<sup>神</sup>之<sup>御</sup>勤

有<sup>、</sup>安<sup>国</sup>寺<sup>橋</sup>ニ<sup>而</sup>、夫<sup>与</sup>り

赤<sup>田</sup>江<sup>御</sup>下<sup>リ</sup>、土<sup>手</sup>ニ<sup>而</sup>

九<sup>頭</sup>井<sup>明</sup>神<sup>ニ</sup>御<sup>勤</sup>有<sup>、</sup>

(106頁2)

上<sup>原</sup>郷<sup>持</sup>主

矢<sup>嶋</sup>甲<sup>斐</sup>正<sup>藤</sup>原<sup>信</sup>正<sup>(花</sup>押<sup>)</sup>

## 《解説》

(72・73頁)

五十三、祈年祭祈禱の事

弘化三年・・・一八四六

三七・・・「しめ(注連・七五三)」か。「しめ」

ならば神域などの限定された領域のことか。

神楽座・・・神楽を奏する一団。九頭井太夫は神

楽役なので、神楽座の構成員の一人である。

御湯神楽・・・湯立神事に同じ。

御造栄・・・御造宮。

大ぐんじゆ・・・大群衆。

冥賀・・・冥加。

十間ろう・・・十間廊。

本項で述べられた五月に行われる「祈年祭」に

ついては不明だが、この時に湯神楽が行われた。

神楽座が神楽の演奏を行ったと思われるが、九頭

井太夫もその一員として参加していた。神楽に関

わる人々は、檀中から出し、手当が支払われ、そ

の手当の出所は、上社造営費用から出されていた

ことが分かる。

「祈年祭」の祈禱が何日間行われたかは不明だ

が、数日間湯神楽が行われたという。また、角力、

からくりが興行され、三十三文の見学料を徴収し、

上社の宝物や諸家の古文書を見学させたことが記

されており、神事だけではなく、上社として様々

なイベントも開催していたようだ。

(73・74頁)

五十四、埴原田村御頭の事

弘化四年・・・一八四七

ぬさ・・・神に捧げる供え物。また、稗の料とす

るもの。幣帛。御幣。

武紙・・・紙の種類だとは考えられるが、どのよ

うな紙なのかは不明。

埴原田村がこの年に御頭郷になり、一月五日に

御頭の申し込みがあり、鯖二本を役人が持参し、

十二日に境締め神事が行われ、北大塩境、矢ヶ

崎境で行われた。同日に埴原田の御社宮司社で祝

詞が上げられた。二十五日に、上社からか、村方

清浄のお祓いが行われ、二十八日には御祭礼精進

御祓いが行われる。

三月の酉の祭前に一度、七月朔日の御作田神事

で一度勤めるということである。

(75頁)

五十五、御作田祭の事

弘化四年七月一日に、五十四で述べた御作田祭

が行われ、この三日前に勤送りが行われた。御作

田神事は上社、下社とも、六月晦日に行われるの

で、ここでは七月朔日になっているのかは不明で

ある。

(75・78頁)

五十六、九頭井太夫上京無尽の事

無尽・・・一定の口数と給付金額を定め、加入者

を集めて定期に掛け金を払い込ませ、抽籤や入

札により金品を給付すること。頼母子講。

勸化金・・・「勸化」は寺社・仏像などの建造・

修復のため寄付を集めること。勸進。「勸化金」

は寄付金のことか。

弘化四年八月に、九頭井太夫矢島信房が上京を

願ひ出していたが、そのため、村方を初めとする上

京無尽を行ったという。「当役古役」は、昨年の

村役人と当年の村役人のことか。

上京無尽は、総額二十二両二歩として、そのう

ち半分の一両一分を上原村に掛けて、他半分は、

「連衆」から用立てて貰い、他は寄付を募り、また、

檀那へも無心した。

無尽に協力した人々は、上原村、塚原、埴原田、

新井村田邑(村)氏子、普門寺村、桑原村、坂室

新田今井氏子、鋳物師屋新田土橋氏子、笹原新田

関氏子、上場沢新田今井氏子だった。矢島信房が

出発したのは弘化五年三月十五日で、金毘羅山の

参詣をし、大阪、京都を回って四月五日に帰宅し

たとのことで、この上京は、金毘羅参詣が主目的

だったようだ。この年の三月は二十九日までなの

で、二十日間の旅行だったことがわかる。関連史

料に「上京<sup>二</sup>付勸化帳」(目録番号一九〇 収蔵番

号十六)がある。

しかし、この年は御柱年のはずで、四月五日頃

は御柱が行われていたと思われるが、九頭井太夫

は関係がなかったのだろうか。

(78・80頁)

五十七、京都吉田家

嘉永四年・・・一八五一年

惣者・・・奏者番か

嘉永四年に京都の吉田神道から使者が宮田渡へ

来て、神道裁許状を受けるようにと強く言ってきた。

吉田神道については、(8・10・14)で神道

裁許状を受けるように諏訪社に迫り、受けさせて

きた記事がある。しかし、諏訪社としても、太古

から裁許状を受けたことはないの、音信不通に

していたが、結局、吉田家側が江戸幕府の寺社奉

行所に訴え、江戸町奉行所で裁判となった。この

時に、かなりの費用のかかる裁判となり、また、

三年もかかったという。

この時の諏訪高島藩主は諏訪忠誠（一八二二—一八九八）で、この記事から、將軍に謁見する大名の取次などをする奏者番を勤めており、忠誠の配慮により、吉田家の神道裁許状を受けないよう、諏訪社へ命じたと記されている。

（80～82頁）

#### 五十八、勅願祈祷の事

勅願・・・勅令による祈願・天皇の祈願。

阿め里加・・・アメリカ。

具・・・衣服・器具などを数えるのに用いる語。

そろい。

土橋力・・・土橋主税。大祝家政所。土橋實盈か。

伊東主膳・・・伊藤主膳貞章。擬祝。

嘉永六年十二月（一八五三）に、朝廷から、アメリカが来航したとの事で、諏方大明神へも祈祷をするようにと、勅願が出され、十二月二十一日の午前十時から祈祷が開始された。「二七」日間、諏訪上下社で祈祷が行われ、また、三月二十一日からも祈祷が行われ、祈祷が終わり、二十八日には京都へ御守を献上するために、大祝名代土橋力（主税）と、社中惣代伊藤主膳が上京した。「二七」は、七日間という意味か。

五月十一日から、また勅願の祈祷令が行われた。これは天下太平、国土安全の祈祷だった。

嘉永八年（一八五五）十一月四日に安政の大地震が起こり、信濃国は大したことではなかったようだが、大地震と津波で人が多く死に、家も多く失い、世情は大騒ぎとなっていたことが記されている。このため、十一月二十七日に安政元年に改元され、安政二年二月二日に、また、

勅願が出され、二日から祈祷を行い、朝廷に飛脚で御守を献上した。

ペリー来航についての勅願は、守矢文書にその写しがある（守矢文書一〇六九）。

（82～84頁）

#### 五十九、上原村御頭の事

鹿人・・・「ろくびと」この時の鹿人は金井友

作と考えられる。諏訪上社の祭祀に携わって

その饗膳を調理する役目だった（伊藤富雄

一九五九）。

安政二年（一八五六）に上原村が御頭郷になり、

正月十一日に御社宮司社で殿入があり、九頭井

社の宝殿へお祝いを申した。二月十日に御精進

入が行われ、毎日の人足が二人だった。御頭屋

前の「七五三」の内で大祝を出迎え、座順は鹿人・

茅野式部太夫・九頭井太夫、左近太夫だった。

御頭郷に差定されると、御頭郷から諏訪上社

へ申し込みをし、一月十一日に御社宮司社に殿

入を行い、九頭井社に祝いを申し上げ、二月十

日に御精進入を行う流れだった。

御頭郷の役人が名主以下記されているが、そ

の中に「御頭屋牢之役」というものがある。「宰

主之番」とも読めるが、「宰主」が不明であり、

番をするということから、「御頭屋牢之役」の可

能性が高い。「御頭屋牢之役」だとすれば、御頭

屋そのものか、付属施設かに牢屋構造の施設が

あったことがわかる。この中に、「神使様」を閉

じ込めておいたのだろうか。

（84～86頁）

#### 六十、「三日ころり」流行の事

消息・・・不明。柄杓に付ける飾りのことか。銅・・・銭のことか。

津嶋神社・・・愛知県津島市 疫病・厄難災除

けの神徳があるとされている。

上下・・・袴

羽折・・・羽織

安政五年（一八五八）に日本国中で悪病が大流行し、多くの人々が亡くなった。甲斐国は特にひどく、悪病を祓うために人々は日々裸で幟を立てて、昼夜を問わず、諏訪神社へ参詣し、大騒ぎとなった。諏訪郡の病氣流行は大したことはなかったが、非常な騒ぎとなった。

この病は「三日ころり」と名付けられた。これは、コレラのことであり、安政七年まで大流行した。コレラ流行に関して、九頭井社でも祈祷を行い、上原村内に札をかけ、役場からお札として二両を貰い、九頭井の池の水を頂戴すれば、病氣にならないと言い、これを販売したところ、一貫七百文となる。ここに「役場」が記されているが、十二に「村役所」とあり、上原村に「役所」があったようだが、名主の家のことか。

津嶋神社へ村人が代参に行き、また、諏訪神社へ幣を頂戴した。「三日ころり」の騒ぎは、八月から九月末にかけて鎮静化した。

（86～88頁）

六十一、茅野但馬、茅野式部と日影五ヶ村の檀中を巡り訴訟の事

天保甲午・・・天保五年（一八三四）

日影五ヶ村・・・該当する村について記された史料は現在のところ不明であるが、鮎沢村と



駒沢村・橋原村の三ヶ村の天竜川東岸の村々は確實だと思われる。これに、芝平・花岡が入るのではないかと考えられる。駒沢・橋原・芝平は現在の川岸東、花岡は岡谷市湊一・二丁目。

鮎沢村・・・岡谷市川岸東三丁目 鮎沢区。  
但馬・・・茅野但馬・上社神楽役 源太夫家  
多中・・・田中か 諏訪下社社家 不明

天保五年に、日影五ヶ村で騒ぎがあった。日影五ヶ村は茅野但馬の檀中で、十二・三年間湯立神事を行ってきたが、鮎沢村から茅野式部で湯立を行いたいと願ひ出て、二・三年式部が勤め、式部檀中と申し立てていた。

天保五年に異論が出て、大祝へ願ひ出たところ、但馬、式部持ということは申すことは許されず、神楽役一統持として湯立てを行おうよう採定された。

しかし、安政六年（一七五九）春に、下社の社家「多中」と言う者に、金十二両を預けて、一年間多中が勤めていた。安政七年に上社神楽役一統が、大祝に訴え出て、多中の神事執行を差し止めるように願ひ出たが、多中と式部が、郡奉行所に訴え出て、結局但馬の持場とされ、今後争う事を厳しく禁ぜられた。

(88～90頁)  
六十二、九頭井社宝殿修覆の事

山口兵衛・・・御炊職・宮奉行代官。（守矢文書  
文書番号九七三）

笠原忠七・・・笠原忠吾という上社の役人がいるが、 関係者か。  
地ふく・・・地幅・地覆・地伏。門や高欄の最

下部に取り付ける横材（なげし）。  
まなご・・・砂、真砂。砂の細かいもの。  
疊しらす干・・・豊鯛、カタクチイワシの稚魚を板状 に干した物

元治元年（一八六四）九月に九頭井社宝殿が破損し、上社から調査があった。調査に来たのは、山口兵衛、原五左衛門、笠原忠七の三人だった。村からは村役人と世話人が出て、九頭井太夫邸で馳走があった。

村中で出払いがあり、宝殿の位置を一尺五寸（約46cm）嵩上げし、「殿入祭」が行われた。  
四十六で「宝前」の建替についての記述があるが、「宝殿」と同じ建物のなのだろうか。違う建物だとすれば、宝殿の前方に「宝前」という建物があったことになる。

ここでの記述では、宝殿の下を嵩上げたところが記されているので、水害にでも遭ったのだろうか。

(90～91頁)  
六十三、御柱と殿入の事

慶応二（一八六六）年は寅年で、御柱と殿入が行われた。殿入が行われた神社は、九頭井社・千鹿頭宮、八幡社、秋葉社、藤塚社、津嶋社、豊川社、御桑社、雷神社の九社であり、それぞれに供物が供えられた。しかしこの年は不作だったので、金銭で受け取って、それぞれ購入したようだ。

(92頁)  
六十四、湯立神事につき、勸請の事

芹ヶ沢・・・茅野市北山芹ヶ沢区。  
桜大明神・・・不明（茅野市教育委員会

一九九〇）  
大川端崩上・・・不明。湯川の音無川沿いに崩橋という地名がある（茅野市教育委員会一九九〇）

普門寺・・・諏訪市四賀普門寺区。（『四賀村誌』）  
屋敷北の角引・・・不明。寺屋敷、角道下通という地名がある。（諏訪市教育委員会二〇〇六）  
塚原村稲荷大明神・・・不明。

慶応二年十一月十二日に湯立神事のため、芹ヶ沢の桜大明神の勸請が行われた。慶応三年正月十一日には、普門寺村三人組の津島牛頭大王・石尊神社、慶応三年五月二十八日には塚原村稲荷大明神が行われた。

稲荷大明神の項に「天和二（一六八二）八月日」とあるのは、神社自体が勸請された年か。そして、「前月、正月、二月初午、二百十日」とあるのは、この時にも殿入が行われたということか。

(92～93頁)  
六十五、朝廷の諸社御改の事

植原田村・・・埴原田村。現茅野市米沢埴原田区。戸帳・・・戸長のことか。明治初期の戸籍吏、のち行政吏。明治四年（一九七二）戸籍法で、戸籍区画をおき、その吏員として戸長を設け、明治五年に旧来の名主・年寄を戸長、副戸長として地方行政の末端の担当者とした。さらに大区・小区制は廃止されたが、戸長は町村を管轄する長となった。明治二十二年市町村制で廃止された。

御社宮子神・・・御左口神のことと考えられる。  
本書では建御名方命の御子としている。建御

名方命の御子神は十三柱とも二十二柱ともいわれる。十三柱の名前についても神社によりバリエーションがあり定まっていない。

思イ兼命・・・思兼命。『古事記』『日本書紀』に登場する神。思金神・八意思兼神とも書く。数多くの人々の知恵と思慮を一人で兼ねもつ

ほど知謀にたけた神という意味である。

洩矢大神・・・神長官守矢氏の祖先神とされる神。八縣・・・古代の諏訪神社も神役を勤める単位か。

松沢義章の『洲羽国考』で内県(諏訪)、外県(伊那)、大県(佐久)、小県(小県)としているが、

伊藤富雄は内県(諏訪)、外県(上伊那北部)、大県(下伊那・東筑摩・南安曇・小県・北佐久・

上高井・埴科の神氏族の占拠地としている(伊藤富雄 一九七九)。しかし、それ以外の県に

ついては不明である。

明治二年(一八六九)二月に、朝廷から諸国へ御触れが廻り、諸社御改が命じられた。これは、

社号・神号の調査だった。しかし、埴原田村産土宮の千鹿頭社の「尊号」(神名か)が不明だった。このため、埴原田村の役人が、九頭井太夫

に尋ねに来た。

祭神は宇田津神の御子の思イ兼命(思兼神)で、千鹿頭神とも千鹿頭尊ともいう。建御名方尊と

ともに狩をし、千頭を狩って頭を並べて、これを祝って、御子の名を千鹿頭神と名付けた。

洩矢大神と宇田津神と千鹿頭神の記述の関係がよくわからない。

「御社宮子大神」は、建御名方神の御子で、信濃国では「八ッ縣」という。この「八ッ縣」を諏訪へ引いて、十六頭の祭神と十二神をまつり、

これが諏訪上下社の「御社宮子大神」で、伊豆早雄尊が第一の御子神であり、このことも埴原田村の御社宮子様に書き上げた。

この時に作製された埴原田村の神社についての由来書は、「由来書」(目録番号一九七 収蔵番号 一九八)がある。

なお、本項の社号神号調査の背景には、明治政府による以下のような神道の国家宗教化政策の経緯がある。本文書の調査は時期からして(1)に該当すると考えられる。

〔経緯〕

維新後明治政府は、慶応四年(一八六八)閏四月二十一日神祇官を設置した(神祇省[明治四]

↓教部省[明治五] ↓内務省社寺局[明治十])。そして明治三年(一八七〇)一月三日に大教宣

布の詔を公布し、天皇に神格を与え神道を国教と定めて、日本を農政一致の国家とする国家方針を示した。

これらに施策に前後して政府は全国の「神社」の実態をつかむため次々と以下のような神社調査を行っている(明治四年以降もあるがここでは省略)(櫻井治夫 一九九四・坂本是丸 一九八三)。

(1) 慶応四年(一八六八)三月二十八日・仏語をもつて神号としている神社の由緒と報告

(2) 慶応四年五月九日・伊勢神宮・大社・勅祭社を神武官支配、それ以外(諏訪大社、九頭井神社など)は府藩県支配とする

(3) 明治元年(一八六八)十二月二十日・諸国大小神職の継目順序及び式内大小神社(諏訪大社)・式外大・社・府藩県崇敬の神社(九

頭井神社支)の調査と報告

(4) 明治二年六月十日・神職継目出願及び「延喜式神名帳」所載神社の調査と報告。

(5) 明治三年二月二十九日・式内外社取調べ。官幣神社の分を同年九月までに神祇官へ提出。『式社崇敬社調査書』

(6) 明治三年閏十月二十八日・大小神社調査(十六項目)。『大小神社取調書』(94頁)

六十六、明治四年の別改の事

神祇官・・・明治初期の神祇・祭祀等を所管する中央官庁。慶応四年(一八六八)閏四月に政体書で設置。明治二年(一九六九)七月、

版籍奉還に伴う官制改革で太政官の上位に立ち、長官を伯とした。明治四年(一九七二)八月、

廃藩置県に伴う官制改革で神祇省となった。

巳年・・・明治二年  
未年・・・明治四年

矢島主水・・・矢島信房  
矢島庫・・・矢島信智  
矢島茂登・・・矢島信智の子。

八彦社・・・弥彦神社。上伊那郡辰野町の弥彦神社のことか。

明治二年に、神社の人々は、神祇官で戸籍を管理することになり、戸籍に関する書類を提出していたが、明治四年になり布告が出た。五ヶ

村、十ヶ村に一人選ばれる「戸帳」という役人が、高島藩から派遣され、人別改が行われ、家別で

書類を提出した。

この時の矢島家は、矢嶋主水と妻たせ、主水の矢島庫、妻ぬい、長男矢島茂登の五人だった。

た。矢島主水の妻は、九頭井太夫同役、神楽役の籬太夫増澤数馬の娘、矢島庫の妻は、伊那郡八彦社(弥彦社)の金沢右近の四女ということ、神社の関係者を妻にしている。

本史料に関する関連史料に、「一札」(目録番号六六・六七 収蔵番号三二八・三三三)がある。

(95~100頁)

六十七、御一新改正の布告の控の事

諏訪従四位殿隠居・・・諏訪忠誠(一八二一—

一八九

八)

諏訪左源太・・・埴原諏訪家、諏訪頼威(第八

代高島藩主 諏訪忠恕の三男・忠誠弟)。忠礼

の実父。

養子同苗従五位・・・諏訪忠礼(一八五三—

一八七八)

西御殿・東御殿・・・高島城にある藩主諏訪氏

の御殿。

茅野兵三郎頼濟・・・不明。

三輪五郎右衛門・・・知行。藩の役職を務め、

和田峠の合戦では戦功を挙げる。明治二年に

伊那県へ出府し、大属監察掛となる。

濱順左衛門・・・不明。

千野十郎兵衛・・・方義。検地奉行、郡奉行川

除道橋御林方、御判物御朱印御取調御用掛、

和宮様御下向御用掛、御旗奉行、御側用人兼

帯御相伴などを歴任し、新政府になり伊那県

知事重役、郡宰などを務め、明治二年に諏訪

家の家令となった。

・諸藩大名の石高を十分の一の知行にし、城主を知事とした。高島藩は三万石なので、三千

石となり、諏訪忠礼が知事だったが、明治四年七月十日に新政府の命令で罷免され、東京詰となり、知行は三百石となった。

・明治四年七月二十一日に諸藩の家臣たちは、君臣の関係が失効して、暇が出た。この時、

西御殿にあるものの払い下げが二十五・六日に行われた。また、東御殿のものも、払い下げ

られた。

・明治四年六月、神祇官から触書があり、諏訪社は国幣中社となった。また、従来からの社

人は廃止され、士・卒・農のいづれかに返籍

することになった。神事等は追々改正するこ

とにし、明治五年からは、官祭にするという。

また、人選は東京の「官兵」に相談するよう

にとの事だった。

・旧禄高を調査して、明治四年十一月二十三日

までに提出するように触書があった。

・明治四年に知事職が廃止されたため、諏訪家は東京へ移る事になり、高島城内の雑物を売り

払い事になった。九月十三日に東京へ出発した。これまで、城内で「湯立」が行われて

いたが、九月分だけ行い、これ以降は廃止となった。十一月からは上社本宮で行う事にな

った。

・十月十一日に、社地坪数、社木数、社木代金の調査を行うように命ぜられた。郡司方の奉行

三輪五郎右衛門が来て、矢島信智が立ち合

合つて、九頭井神社の調査が行われた。

・十月十九日、高島県から、神職の知行に関する規則が決定したとの連絡があった。これま

での知行の半分になり、大祝百四十俵、長官

(神長官) 二十二俵、その他、両奉行、元神宮

寺僧侶までは十俵か十二俵で、大祝家政所の

土橋傳吾までは月割り、その外、小社人分は、

明治五年三月に、一度に渡すと言うことにな

った。(98・99頁)

・諏訪上下社に、東京の神祇官から、高島県へ

連絡があり、官幣社・国幣社へ御幣物を送る

ということ、地方官官族 濱順左衛門が預

かることになり、十月二十二日に到着した。

(98・99頁)

・十月二十九日に高島小三事(小参事)千野十

郎兵衛が東京へ出発した。これは、大宮司、役人官や様々な定が出され、東京に来るよう

に命じられたからである

(99・100頁)

・布告に関する関連史料に、「布告写」(目録番

号二〇六収蔵番号 二五六)、「御布告書寫」(目

録番号一一六 収蔵番号 二六三)がある。

また、神楽役の禄高には、「神楽役之者家禄仕

訳書」(目録番号三四 収蔵番号二)がある。九

頭井神社の坪数などの調査は、明治四年以降も

行われ、関連する史料には、明治七年「縣廳<sub>江</sub>

社地坪數書出寫」(目録番号三四七 収蔵番号

一五三)がある。

(100頁)

六十八、宝蔵建替の事

・明治五年(一八七二)に宝蔵を建て替える

にあたり、新体制となり、地方官で造営を行

うこととなった。材木や費用は御林からたく

さん出た。宝蔵建て替えについては、十一月

から始まった。



「宝蔵」は、御柱年ごとに建て替えられる「宝殿」のことだと考えられる。

(101~102頁)

六十九、御幣奉納の事

十一月十七日に、朝廷から御幣の奉納があり、

国幣社、奉幣社で神事が行われ、国幣中社である

諏訪神社でも奉納があり、儀式が行われた。本項

では、儀式の手順が詳細に記されている。

(102~103頁)

七十、大嘗会祭典の事

102頁から103頁にかけては、横帳の後側から記さ

れており、上下逆になっている。

十一月十八日に、高島県から、神祇官より大嘗

会を執行する旨の告諭があった。その告諭が記さ

れている。

七十一、大宮番始まるの事

天皇の御幣物を奉納するについて、大宮番が

社人により十七日夜から始まった。大祝が幼少な

ので、当分の間は番がなく、五官祝と新しい社人

が一日一夜ずつ番を勤めることとなった。

七十二、十三所参の事か

割子・・・わりご 1 ヒノキの白木の薄板で折

り箱のように作り、中に仕切りを設け、かぶ

せ蓋(ふた)にした容器。弁当箱として用いた。

2 1 に入れた携帯用の食物。弁当。

十間老・・・十間廊

この記事のある頁は、裏表紙とともに綴じられ

ており、折紙の片面は十三所参と思われる記事が

あり、他の片面は、裏表紙と同じく「信苧上諏方

上原郷持主 矢嶋甲斐正藤原信正(花押)」と

あり、最初の裏表紙だったのか、それとも別の帳

面の裏表紙だったのかは不明である。  
内容は、「造営」に関する神事であると考えら  
れる。

おわりに

上下二回に分けて「万代家職覚帳」について掲

載した。九頭井神社・九頭井太夫を廻る約八十年

間の記録を解読してきたが、難解な記述もあり、

完全な解読はできなかったが、古文書研究会で読

み進めてきた成果をまとめることができた。

末尾に「万代家職覚帳」に関連する古文書を掲

載した。これも、大部分は古文書研究会で解読し

たものである。しかし、すべてを掲載することは

できなかったたので、また、機会があれば何らかの

形で発表したい。

最後に、旧九頭井太夫矢島家の故矢島邦信氏、

牛尼敬子氏、大戸ゆきえ氏のご理解とご協力によ

り、古文書と古記録の解読を進めることができま

した。平成二十八年度に、矢島家の皆様のご理解

により、当館に寄贈いただきました。まことにあ

りがとうございました。ここに記して、感謝申し

上げます。

古文書研究会 会員名簿

伊藤博夫

田中 巖

細田岩信

柳川英司

岩波吉春

茅野信一

宮坂嘉幸

山田 昇

片山庄次

原 寿樹

平林太尾

学芸員)

小平正八

平林太尾

協力

牛尼敬子

矢島優貴

大戸ゆきえ

諏訪市博物館

矢島 斎

矢島邦信





一、明和戊年、社内松根返<sup>り</sup>仕、私親貴申度、

村役人<sup>江</sup>申候処遣不申候<sup>二</sup>付、私屋敷<sup>二</sup>唐松<sup>二</sup>一本有之<sup>三</sup>付、取替貴松者親引取代、唐松者、小

江川橋添木<sup>二</sup>仕候由、役人共申上候段御尋

御座候、私義者賄少之節<sup>二</sup>御座候処、松木与取替

貴候由、石松<sup>二</sup>而暮麦折替坏拵、其外、板子

等御座<sup>二</sup>付、咄承居申候、右替<sup>り</sup>唐松之伐

林等も近年迄有之<sup>三</sup>覚居申候、

一、明和六丑年、榎式本根返仕、村談之上、池ノ

玉垣土産<sup>二</sup>仕候由、役人共申上候、私物少

之時分故、石玉垣出来候者、申上候、然共

親咄等承<sup>り</sup>候哉、此節社家出入<sup>二</sup>付而ハ、訳合も

承居可申之旨、御尋御座候得共、親義、去年

七月比<sup>り</sup>、中風<sup>二</sup>罷成言古分<sup>り</sup>兼候義共も故

相知不申候、

一、天明末年、樅風折御座候節も、親村役人

<sup>江</sup>貴度無心申候<sup>二</sup>付、朽木故、遣候旨申上候由

御尋御座候、此段、私義も覚居在候、宮方<sup>江</sup>も

申出候貴、村役人<sup>江</sup>村役人<sup>江</sup>も無心申、親貴候而

薪<sup>二</sup>仕候哉、相違無御座候、

右御尋<sup>二</sup>付申上候通、相違無御座候、以上、

上原村九頭井太夫方

九兵衛倅子

専之助

郡

御奉行所様

寛政四<sup>壬</sup>年五月晦日

乍恐奉願上口上之覚

一、當村、九頭井明神於社内、去八月大風之節、大木三本

根返<sup>り</sup>仕、御用<sup>二</sup>茂可立大木<sup>二</sup>付、御上様<sup>江</sup>奉伺置候処、

御用<sup>二</sup>無之趣、御意御座候<sup>二</sup>付、村方相談仕候所、社領之

儀も、御上様<sup>方</sup>被遊御附<sup>上</sup>中田七畝式拾七步御物成

七斗三升三夕三才御座候得共、満水<sup>二</sup>而、度々荒、當時ハ

御物成少々ならて無御座、湯立、其外、宮人用<sup>二</sup>て仕方便

無御座候<sup>二</sup>付、村中<sup>方</sup>諸入用取集、漸湯立等仕候ゆへ、

此度、木相拂代金廻し置、湯立料<sup>二</sup>仕度、賣

口及談候所、九頭井太夫承社方<sup>江</sup>注進仕候趣<sup>二</sup>而、宮大工

五左衛門參、木相拂候様子尋候<sup>二</sup>付、役人共挨拶仕候<sup>二</sup>者、

賣候談ハ、致候得共、代金等之義、決定不仕候故、賣切候

に者無之、致談懸候而已之趣、及挨拶候所、即日、夕方

宮田渡<sup>方</sup>御使之由<sup>二</sup>而、名主清右衛門留主<sup>江</sup>參、役人不残

相揃參候様<sup>二</sup>申置、罷歸候得共、御用向等も御座候故、

早速、不參候、翌日、又々御使參候<sup>二</sup>付、不残相揃參

候様<sup>二</sup>と御座候ハ、御支配様<sup>江</sup>御内々伺候上、可參旨

及御挨拶、其後、宮田渡御屋敷<sup>江</sup>役人共參候所、御詰之

方々様、被仰候者、宮ノ木之義<sup>二</sup>付、家名をも名乗候原

五左衛門<sup>方</sup>遣候處、役人共挨拶之趣、木<sup>方</sup>賣切候を、賣

候談致懸候坏と申、不埒候、已五左衛門歸候節、杣<sup>方</sup>見懸

候<sup>二</sup>付、尋候得者、何の木伐<sup>二</sup>參候与答候<sup>二</sup>付、立歸、九

頭井太夫<sup>江</sup>為伐申間敷旨断罷歸候程之慥成義を

偽、此方を蔑致、不届候間、高嶋御役所<sup>江</sup>申出、急度、

咎申付候と、被仰候、其上、入札致候<sup>二</sup>も九頭井太夫<sup>江</sup>も不

申間、九頭井<sup>江</sup>附置候太夫を致蔑、不埒候与御不審

御座候得共、前々<sup>方</sup>右躰之義者、村支配<sup>二</sup>仕、太夫<sup>江</sup>

懸合等仕候儀、一切無御座候、右之木、明神之御用<sup>二</sup>遣

候与被仰候得共、遣<sup>り</sup>候、古格一切無御座候故、此度も

古格之通、村支配仕度奉存候、右古格之處、荒増

左<sup>二</sup>申上候、

一、九頭井宝殿、舞屋共、御本社<sup>方</sup>御修復御座候筈<sup>二</sup>候得共、

五十年程以前、舞屋崩、御普請之義、申出候得共、御手不附、又候

三十四年以前、卯年御催促仕候處、九頭井<sup>二</sup>有之候樅

伐為取候ハ、舞屋普請可申付旨、被仰候得共、大切之

神木を伐、舞屋建候ハ、神慮<sup>二</sup>も叶間敷、其上、木<sup>二</sup>遣

候得者、御造営之御普請之筋無御座、木坏遣候<sup>二</sup>申例

罷成候故、木者難遣候間、御普請被仰付被下候様申置

候後、御沙汰無御座候、

一、廿七年以前、明和三戌年、社内松根返<sup>り</sup>仕、九頭井

太夫貴度旨、段々申候得共、遣不申候所、達而無心<sup>二</sup>付、

太夫屋敷御座候、唐松式本可遣間、取替呉候様申候  
付、引替遣、右唐松ハ、橋之添木ニ仕候、

一、廿四年已前、同六丑年、弱檜式本根返り仕、村談之上、  
玉垣之王臺ニ仕候、

一、七年已前、樅朽木御座候ニ付、太夫段々貴度旨、無心  
付、役人共見分仕候所、差當遣、道も無之、殊ニ朽木之  
義故、新ニ相成候ハ、伐取候様、申聞為取候、

一、鳥居并御柱之義ハ永明寺御林ニ而、木被下置候、何ニ而も  
社方之世話ニ相成候義、一切無御座、朽木成共、社方江  
遣候、例ハ勿論届ケ成共仕候義、足迄無御座候間、此度も  
古格之通、村支配ニ仕候様、被仰付被下置候ハ、永々  
社領之助成ニも相成、氏子一同難有仕合奉存候、  
以上、

寛政四<sub>千</sub>年二月日  
村惣代  
伊三郎  
勝右衛門  
縫左衛門  
年寄  
与右衛門  
同  
勘四郎  
同  
勘之丞  
名主  
清右衛門

御郡  
御奉行所様

(七)  
巳六月(寛政九年一七九七か)「太夫給分渡不足米」  
(収蔵目録一七七 目録番号一七八)

源太夫  
此もの共ハ 但馬  
験子壺人 右近太夫  
末社壺人

両役相勤候

庄九郎

九頭井太夫

仙之丞

右之者、給分外記太夫

与り可渡分

米四斗六升式合八夕五才五

験子一人分

大豆式舁壺合三夕八才五

米四斗式舁五合九夕六才二五

末社一人分

大豆三升八合壺夕壺才六二五

米八斗八舁八合八夕壺才七五

大豆八斗五舁九合五夕壺式五

右之通、可相渡筋之

所江年々壺人江

米八斗先渡置

残而

八舁八合八夕壺才七五米

五舁九合五夕壺式式五大豆

此渡不足、安永二癸巳年

寛政八丙辰年迄式拾

四年分

米八斗式石壺斗三舁壺合六夕式才

大豆八斗壺石四斗式舁八合三才

三人分

合六石三斗九舁四合八夕六才

合四石式斗八舁四合五才大豆

左近太夫

此者末社式人

相勤候 左源次

右之者ハ、給分外記太夫

可渡分 九

米八斗五舂壹合〇勺貳才五  
大豆七舂六合貳勺三才貳五

末社二人分

右之通可相渡筋之所江、  
年々

米八斗三升四合八勺六才ツ、

渡之所

残而

壹舂七合六才五米

七舂六合貳勺三才貳五大豆

年々渡不足

此渡不足、癸巳年〇丙辰  
年迄、貳拾四年分

米〆四斗九合五勺六才

大豆〆壹石八斗貳升九合

五勺八才

真柿太夫

此者末社壹人

相勤候 新兵衛

右之者、紛分外記太夫〇

可渡分、

米四斗貳徒五合九勺六才二五

大豆三升八合壹勺六才二五

末社一人分

右之通可相渡筋之所江

年々

米四斗壹舂七合四勺三才ツ、

渡置

残而

八合五勺三才二五米

年々渡不足

三升八合壹勺六才二五大豆

此渡不足癸巳年〇丙辰

年迄貳拾四年分

米〆貳斗四合七勺八才

大豆〆九斗壹舂四合七勺九才  
惣渡不足之米

俵ニ拾七俵貳斗五合貳勺

同斷大豆

俵ニ拾七俵貳斗九合貳勺

八合四勺六才

右渡高別紙ニ在

安永二年 神之原村

山田新田檢地殖

米以後之差引

右之通ニ候、

巳六月

寛政九丁巳年 写シ置候、

本書ハ小町屋ニ

預ケ置候、

(八)

寛政十一年(一七九九)五月四日「神道裁許状」

(收藏番号四三九 目錄番号一四七)

信濃國上諏訪神社神職増澤佐渡正

藤原清方着風折烏帽子紗狩衣任先例

専守社職格式可抽太平精祈者

神道裁許状如件、

寛政十一年五月四日

神祇管領長上正三位侍從卜部朝臣良連

(朱印)

(十)

享和四子年(一八〇四)二月十五日付「乍恐以書付奉願

上候」(收藏番号二八八 目錄番号一二七)

願名

一、御裁許状

一、風折烏帽子紗狩衣

一、三部御祓神樂秘文

右之通銘々御免許奉願上候、尤神社 御條目 且  
御本所様御配下之儀者勿論、神祇道御法令等堅相守  
子孫永久毛頭違背不仕候間、此段宜御披露御沙汰奉願上候、  
已上、

信濃國一宮上諏方

九頭井大夫職

享和四子年二月十五日

左近大夫職

矢嶋千之丞

土橋主税殿

前書之通、私支配之兩大夫職、願之通相違無御座候、

依之、奥印仕候、已上、信濃國一ノ宮諏方社

諏方大祝

御本所様

御役人中様

文化元(一八〇四)五月二十八日「神道裁許状」

(收藏番号四四一 目錄番号三三〇)

信濃國上諏訪社九頭井大夫矢嶋甲斐

藤原正方着風折烏帽子紗狩衣専守恒例神式

可抽太平精祈者

神道裁許状、如件、

文化元年五月廿八日

神祇管領長上正三位侍從卜部朝臣義連

(朱印)

文化元年(一八〇四)五月二十八日「神樂秘文」

(文書番号四二〇 目錄番号一四八)

神樂秘文 卯 口伝

阿波礼 阿南面目 阿南多乃志

阿南佐屋氣 於気々々

右授与藤原正方訖、

慎而莫怠矣

文化元年五月廿八日

神道管領



文化元年（一八〇四）五月廿八日「六根清淨太秘」

（文書番号四二九 目錄番号一四九）

六根清淨太秘

天照皇太神乃宣久人波  
則天下乃神物須掌  
靜謐心波則神明乃本主  
則天下乃神物須掌  
取說不可得皆從因業生  
我身波則六根清淨奈利

六根清淨奈留我故仁

臟乃神君安寧奈利五臟

乃神君安寧奈留我故仁

天地乃神止同根奈利天

地乃神止同根奈留我故仁

上万物乃靈止同体奈利

万物乃靈止同体奈留我

故仁所為無願乃不成就矣

无上靈宝 神道加持

右授与藤原正方訖

慎乃莫怠矣

文化元年五月廿八日

神道管領（朱印）

諸法如影像清淨無假穢

（二十一）

文政七年（一八二四）三月十五日「一札」

（收藏番号一四四 目錄番号三六）

一札

一、拙者并同姓主水右何茂

代々曹洞宗頼岳寺檀那

紛無御座候、依之、寺請手形相添、上申候

為後日、仍而如件、

文政七甲年三月十五日 矢嶋專之丞印扱

上 前田弥左衛門殿

文政七年（一八二四）三月十五日「一札」

（收藏番号三四八 目錄番号三九）

寺請一札

一、矢嶋專之丞并同姓主水、右何茂

代々曹洞宗當寺檀那紛無御座候、

若御法度之宗門与申者、於有之者、

拙僧何方乃速茂罷出、急度可申訊候、

為後日、仍而如件、

曹洞宗

文政七甲年三月十五日 頼岳寺

前田弥左衛門殿 殿字可□よし二付、

認直し指出し申候、

文政七年（一八二四）三月十五日「一札」

（收藏番号三三二 目錄番号三七）

寺請一札

一、増澤数馬并妻父同姓猪吉、右何茂

代々真言宗當寺檀那紛無御座候、

若御法度之宗門与申者、於有之者、

拙僧何方乃速茂罷出、急度可申訊候、

為後日、仍而如件、

真言宗

文政七甲年三月十五日 佛法寺

前田弥左衛門殿 殿字可□よし二付、

認直し指出し申候、

文政七甲申年（一八二四）三月十五日「一札」

（收藏番号三三三 目錄番号三八）

一札

一、拙者并妻父同姓猪吉、右何茂

代々真言宗佛法寺檀那紛

無御座候、依之、寺請手形相添上申候、

為後日、仍而如件、

文政七甲年三月十五日 増沢数馬

前田弥左衛門殿

（二十二）

明治二十四年（一八九一）六月付「大祝代々職位伝授書」

（部分）（守矢文書 文書番号一〇七三）

一、文政九年丙戌九月六日、頼啓嫡子内蔵助頼壽

三十三歳大祝立給、職位法神

長官實延奉授、十三所行事如例、

（三十）

文政十三年（一八三〇）七月九日「宮田渡焼失二付留書」

（部分）（守矢文書 文書番号三八九）

指合部屋乃出火、但し日没後、其指合火、出候也。風も無之候

得共、双方乃焼ひろがり、我等即刻火事仕度致し、

罷越、御朱印等無変三而、内蔵助殿被持出候、指合

中故、法花寺へ逃被込候、

（三十四）

文政十三年（一八三〇）十二月十三日「乍恐奉願上口上書」

（收藏番号三五 目錄番号一八二）

乍恐奉願上口上書

一、私共儀、從古来、蒙御厚恩職分相勤罷在

難有仕合奉存候、然所、先月十日茅野芳之助

願上候、太々神樂之儀二付、御當社并御屋鋪様

御名乃出、□者、茅野式部初私共同職之儀故、

同心仕、右躰之企仕候様、人々二被申芳以、心外

至極奉存候、一躰、芳之助儀、式部初私共一統共

睦鋪御座候得者何事茂打明ケ相談仕、且又此度

坏御秋用意之儀茂、数多之儀二御座候得者、

芳之助方乃頼茂有之筈、一統茂、前々乃

見舞茂仕候、左候得者、如何鋪儀等茂見受

仕候得者、申上茂仕、内談茂仕、右躰御名乃出候様

成儀茂、出来不仕与奉存候、扱亦、芳之助罷出

追々勤而乃承知仕、近来者式部乃差出、芳之助儀者

私共乃別人之様二相心得、神子方者勿論、私共

一統迄、眼下二相心得、差圖等仕申間鋪儀等

申、年々之様二何故事起、一統茂不安心罷在候、

先月十日不始末之儀二付候而茂、御屋鋪様乃

私共一統神子方<sup>江</sup>茂行屈不申取計仕候段、

申述候様被<sup>レ</sup> 仰付有之候趣<sup>ニ</sup>承知付祭候得共、

一向何共不申述候、乍恐被<sup>レ</sup> 仰付候儀、左<sup>ニ</sup>私共<sup>江</sup>ハ

不申述候、前文、申上候通、私共儀者、芳之助任存意<sup>ニ</sup>

候而者、取扱申候、右<sup>ニ</sup>付、何卒太々神樂之

装束、長持之鍵、式部方<sup>江</sup>御預<sup>リ</sup>相成居候得者、

長持之儀者、式部方<sup>江</sup>御預<sup>ケ</sup>ニ相成候様奉願上候、

尤長持鍵封印之儀者、思召<sup>ラ</sup>以、只成共被<sup>レ</sup> 仰付被下置候様、奉願上候、

前條奉申上候通、芳之助心底<sup>イ</sup>之者<sup>ニ</sup>御座候得者、

他所人之儀、猶又、此上如何様之儀仕出、先養子

平馬<sup>ハ</sup>之儀茂難計奉存候、外<sup>ニ</sup>御引替茂

無之、御大切之御道具<sup>ニ</sup>御座候得者、何卒思召<sup>ラ</sup>以、

右願之通<sup>リ</sup>被<sup>レ</sup> 仰付被下置候様奉願上候、

一、神山<sup>ハ</sup>之儀乍恐御先代様被<sup>レ</sup> 仰付茂御座候

儀故、此上誰願上候共、其者<sup>江</sup>柎<sup>ノ</sup>之儀者被<sup>レ</sup> 仰付

被下置候共、式部方<sup>江</sup>被<sup>レ</sup> 仰付被下置候共、

是又両様之内被<sup>レ</sup> 仰付被下置候様奉願上候、

右奉願上候通<sup>ニ</sup>被成下置候得者、私共一統<sup>ニ</sup>

何茂相替儀茂無御座候得者、此上芳之助方<sup>ニ</sup>而

別人之様<sup>ニ</sup>心得違茂無之、行々睦敷相勤

可申御儀<sup>ニ</sup>奉存候、何卒、思召<sup>ラ</sup>以、願之通<sup>リ</sup>、

被<sup>レ</sup> 仰付被下置候ハ、重々難有仕合奉存候、

此段、宜御執成被成下、右願之通、被<sup>レ</sup> 仰付

被下置候様奉願上候、以上、

文政十三<sup>庚</sup>年

十二月十三日

矢嶋専之丞

矢ヶ崎庄九郎

矢嶋佐源太

増沢数馬

茅野左平太

土橋左膳殿

(五十八)

「夷船渡来<sup>ニ</sup>付御祈御教書七通写」嘉永六年(一八五三)条(部分)

嘉永六年十一月御教書

夷類、頻、来乞求、通称、其情狡、点固不可量、因茲、

辺海防禦難尽警戒、宸襟所、不緩<sup>□</sup>幾以、神明

冥加不汚、神州不損、人民国体安穩、天下泰平、宝祚

悠久、武運延長之御祈、一社一同可抽丹誠、可令下知

干信濃国、諏訪社給者依

天氣言上、如件、十一月廿三日權右中弁藤長順 奉

進上右大將殿

(六十五)

明治二年(一八九九)か「由来書」(目錄番号一九七 收藏番号一九八)

千鹿頭社

大物兼命

千鹿頭神社

大物兼命

同上原村

産土宮

洩矢之神之御子宇那多命御子

同

千鹿頭社 埴原田村

産土宮

御社宮司社 右同村<sup>ニ</sup>有

右御社宮司之義ハ、信濃国之内ニハツあがたとて、八社有之、何も、御社宮子様<sup>ニ</sup>

御座候、右之神<sup>ヲ</sup>当国諏方郡<sup>ヘ</sup>御勧請申奉りまつハ御あかたを合申祭<sup>ル</sup>よし、スワ

大明神之第一之御子伊豆早雄命<sup>ニ</sup>御座候、<sup>□□</sup>付御社宮司者、右之御神<sup>ニ</sup>御座候、

明治<sup>二</sup>二月一日、郡方<sup>ヘ</sup>申上候、

右者、京都從被仰出、諸国社書上<sup>ニ</sup>相成ル節改メル、

(六十六)

明治四年(一八七二)三月一日「一札」

(守矢文書 文書番号一〇六九)

(收藏番号三二八 目録番号六六)

一札

葛井太夫

矢嶋千久眞

妻 たせ

矢嶋庫

妻 ゆい

一、三十才 悴 茂登

右之通人別相違無御座候、

以上、

明治四<sup>辛</sup>未年三月一日

明治四年(一八七二)八月「矢島庫家族調書」

(收藏番号三三二 目録番号六七)

〔端裏書〕

「當年徒被仰出改<sup>ル</sup>

明治<sup>辛</sup>未年八月廿二日<sup>三</sup>着出入寫

信濃國諏訪郡上原村

第五區

三拾六番屋敷居住

諏方社

社人

庫 矢嶋 漆

父隱居 改名 未四拾三才

矢嶋知久馬 漆 未六拾三才

文化五<sup>己</sup>辰五月廿日出生

郡

當□同社社人増沢數馬□次女

文化五<sup>己</sup>辰極月廿五日出生

妻

當國伊奈郡八彦神社社人立澤右近四女

天保十三壬寅十二月出生廿五日出生 未三十才

慶応三十八月十三日嫁<sup>ス</sup>

長男

矢島茂登

未九才

實當村矢崎信長男

同断

辰年引米

一、七斗五升八合五夕四才

一、三斗壹升五合三夕壹才

巳年引米

一、壹石七斗九升六合三才壹才

神之原村

笠井晴江殿<sup>方</sup>

雛形受取候、

(六十七)

明治四<sup>辛</sup>未年

神樂役之者家禄仕調書

葛井大夫

矢島信智

地方

一、米三石六斗八升二合七夕二才

田澤村<sup>方</sup>

一、三石式斗五舛四合七夕二才

神之原村<sup>方</sup>

一、三斗八合壹夕

山田新田

一、式斗九升七合四才

高部村

一、四斗三升三合四夕四才

神宮寺村

一、四斗七升二合五夕二才

神之原村

一、大豆

四斗七升二合五夕二才

右六<sup>口</sup>村々<sup>方</sup>、外記太夫<sup>江</sup>収納

同人之総而仲間<sup>江</sup>分配之事候、

丙寅不作引米

一、壹斗九升八合五夕八才

山田新田

一、七斗五升八合五夕四才

神之原村

一、三斗壹升五合三夕壹才

神之原村

巳年引米

一、壹石七斗九升六合三才壹才

神之原村

巳年引米

一、壹斗八合七夕五才

山田新田

一、米四拾七石八斗五升六合壹夕二才

元高六ヶ年<sup>甲子</sup>引年迄

内三石壹斗七升七合四夕五才引米

引残<sup>而</sup>四十四石六斗七升八合四夕七才

此米六ヶ年平均

神樂役

朱印 小別當外記大夫

一、高五石 茅野水眼

実数壹石九斗六号四才

一、壹斗六升 納給米

一、壹石七斗七升九合四夕八才 平均分

一、大豆八升七合四夕四才 平均分

一、米四斗 御渡<sup>り</sup>料

神樂役

朱印 源太夫

一、高貳石 茅野寅造

実数九斗壹升九合五夕八才

四斗八升五合八才 平均分

朱印

一、大豆式升壹合三夕八才

神樂役

朱印 葛井太夫

一、高貳石 矢嶋庫

右<sup>二</sup>同断

神樂役

朱印 左近太夫

一、高貳石 矢崎信造

右同断

朱印 外記太夫兼神樂役

一、高貳石 左門太夫

実数四斗壹升五合九夕八才

三斗八升八合三夕四才 平均分

一、大豆三升八合壹夕壹才

神樂役

朱印 左近太夫

一、高壹石 矢島岩太

右同断

神樂役

朱印 左源太夫

一、高壹石 茅野佐平太

右同断

神樂役

朱印 籬太夫

一、高壹石 増澤真嘉崙

右同断

源太夫兼

朱印 神樂役

一、高壹石 坂室大夫

右同断

葛井太夫兼

朱印 神樂役

一、高壹石 右門太夫

右同断

左近太夫兼

朱印

神樂役

一、高壹石 右内太夫

右同断

左近太夫兼

朱印

神樂役

一、高壹石 左内太夫

右同断

一、高貳石

実数七斗二升六合九夕六才

六斗七升八合六夕九才

此米□改年中迄、外記

太夫所務之處、同九年

方□有之、同人方年々

造営<sup>江</sup>相納置候、

外記太夫<sup>二</sup>而兼

一、高壹石 採燈役

実数二斗九升六合九夕三才

式斗七升七合二夕壹才平均分

惣<sup>ノ</sup>高式拾式石

右之通り書上候、

巫女

花森

朝日

大内蔵

熊野

宮澤

宮澤

高

藤森

笠森

若森

岩森

花坂

宮森

右巫女十二人総而無高

御座候、



《参考文献》

・古文書・古記録

(九頭井太夫矢島家文書 八ヶ岳総合博物館蔵)

正徳五年(一七二二) 覚(目録番号一二六 史料番号

八六)

寛政四年(一七九二) 五月晦日付「御尋<sub>二</sub>付口上書」(目

録番号一七六 史料番号二五九)

寛政十一年五月四日付「神道裁許状」(目録番号一四七

史料番号四三九)

寛政十一年五月四日付神楽秘文(目録番号一四八 史料

番号四二七)

寛政十一年五月四日付六根清浄太祓(目録番号一四九・

一五〇 史料番号四二九・四三〇)

文化元年(一八〇四) 五月二十八日付神道裁許状(目録

番号一四七 史料番号四三九)

文政十三年(一八三〇) 十二月十三日付「乍恐奉願上口

上書」(史料番号三五・目録番号一八二)

弘化四年(一八四七)「上京<sub>二</sub>付勸化帳」(目録番号一九〇

収蔵番号一六)

明治二年(一八六九)「由来書」(目録番号一九七 収蔵

番号一九八)

明治三年(一八七〇) 九月「從神祇宦被 仰付十ヶ状書

上之寫」史料番号一一〇)

明治四年(一八七二)「神楽役之者家禄仕訳書」(目録番

号三四 収蔵番号二)

辛未(明治四一八九七二)「布告写」(目録番号二〇六

収蔵番号 二五六)

明治四年(一八七二) 三月一日「札」(目録番号六六

収蔵番号 三二八)

明治四年(一八七二) 八月二十一日「矢島庫家家族調査

(目録番号六七 収蔵番号三三二)

明治四年(一八七二) 九月「御布告書寫」(目録番号

一一六 収蔵番号 二六三)

明治七年(一八七四) 十一月二十三日「縣廳<sub>江</sub>社地坪數書

出寫」(目録番号三四七 収蔵番号 一五三)

(神長官守矢家文書 神長官守矢史料館寄託)

文政十三年(一八三〇) 七月九日「宮田渡焼失<sub>二</sub>付書留」(文

書番号三八九)

嘉永六年十一月(一八五三)「夷船渡来<sub>二</sub>付御祈祷御教書

七通写」(守矢文書一〇六九)

明治二十四年(一八九二) 写「大祝代々職位傳授書」

(文書番号一〇七三)

明治二年(一八六九) 正月「參籠所日誌」(文書番号

九七三)

(個人蔵) 寛政四年(一七九二) 二月「乍恐奉願上口上之覚」

・刊行物

諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書

卷二十二 藩譜私集』 鮎澤印刷所

諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書

卷二十三 藩譜私集(中)』 鮎澤印刷所

諏訪史料叢書刊行会 一九三五 『諏訪史料叢書

卷二十三 藩譜私集(下)』 鮎澤印刷所

諏訪史料叢書刊行会 一九三七 『諏訪史料叢書

卷二十七 諏訪家譜』 鮎澤印刷所

諏訪史料叢書刊行会 一九三八 『諏訪史料叢書

卷二十八 諏訪上下宮社家系図』 鮎澤印刷所

諏訪史談会 一九五四 『諏訪史蹟要項六 ちの町篇』

諏訪史談会 一九五八 『諏訪史蹟要項十六 宮川篇』

伊藤富雄 一九五九 『諏訪上社と金井社の話』 金井社

の由来』 一九七八 『伊藤富雄著作集 第一卷 諏訪神

社の研究』 永井出版企画

伊藤富雄 一九七九 『伊藤富雄著作集 第二卷 諏訪上

社「年内神事次第旧記」 釈 義』 永井出版企画

諏訪村誌編纂会編 一九七八 『四賀村史』 四賀村役場

桜井徳太郎 一九八〇 『民間信仰事典』 東京堂出版

新村出 編 一九八三 『広辞苑』 第三版 岩波書店

荒居英次ほか 一九八三 『古文書用語辞典』 柏書房

坂本是丸 一九八三 『明治初年の神社改正問題』 神道

研究 第7輯茅野市 一九八七 『茅野市史 中巻』

諏訪市史編纂委員会 一九八八 『諏訪市史 中巻』

諏訪市

茅野市教育委員会 一九九〇 『茅野市字名地図』

櫻井治夫 一九九四 『明治初期の「神社」調べ』 明治

聖徳記念学会紀要13号』

川口謙二編著 一九九九 『日本の神様読み解き事典』

柏書房

諏訪市教育委員会 二〇〇六 『諏訪市文化財ガイドブッ

ク 四賀・中州編』

二〇〇六 『大辞林』 第三版 三省堂

北原糸子 松浦律子 木村玲欧 編著 二〇一二

『日本歴史災害事典』 吉川弘文館

八ヶ岳総合博物館・神長官守矢史料館 二〇一四

柳川英司 二〇一五 『九頭井太夫矢島家文書について

九頭井太夫矢島家文書目録』 八ヶ岳総合博物館『紀要』

第23号 八ヶ岳総合博物館

二〇一六 『大辞泉』 Ver.二〇一六 小学館